

平成21年 4月28日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
自 主 規 制 部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

・会員における上場適格性に係る調査体制の整備等について

2. 意見提出方法等

- (1) 提出期限：平成21年 5月19日（火）
- (2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail
- (3) 提出先

① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

② FAXの場合：092-713-1540

③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL (092) 741-8231

会員における上場適格性に係る調査体制の整備等について

平成21年 4月28日
証券会員制法人 福岡証券取引所

I 趣旨

本所は、幹事会員の本所市場への上場適格性に関する調査の水準を維持・向上させる観点から、幹事会員に対して社内規則の制定その他の必要な措置を講じて上場適格性調査体制を整備することを求めることとし、また、会員における不公正な取引を防止するための売買管理体制の整備の一環として、会員が自己の計算による売買（以下「自己売買」といいます。）についても適切な売買管理体制を整備することを求めることとするなど、定款等を一部改正し、所要の整備を行うこととします。

II 概要

項目	内容	備考
1. 会員における上場適格性に係る調査体制の整備		
(1) 上場適格性に係る調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 幹事会員は、有価証券の発行者が上場申請を行う際に提出する推薦書その他有価証券上場規程（その特例を含む。以下同じ。）に基づき幹事会員が作成することとされている書類の作成にあたり、予め上場申請者（その企業グループを含む。）の経営者の識見、内部管理体制及び業績その他の上場適格性に係る調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うことを規則上明確化します。・ 幹事会員が行うべき上場適格性調査の内容は、以下のとおりとします。	<ul style="list-style-type: none">・ 幹事会員とは、上場申請者の幹事金融商品取引業者である会員をいいます。・ 上場適格性調査は、株券等及び不動産投資信託証券を対象として行うこととします。

項目	内容	備考
①調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会員は、上場申請予定の有価証券が、有価証券上場規程に定める上場審査基準に適合する見込みがあるかどうかについて、上場適格性調査を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 上場適格性調査は、上場審査基準に適合する見込みがあるかどうかについて、合理的な根拠をもって説明しうる程度に行うことを求めることとします。 調査項目となる有価証券上場規程に定める上場審査基準のうち、実質的な審査に係る基準及びその取扱いについては、別表に掲げるとおりです。
②監査人からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会員は、財務情報に関連する事項について上場適格性調査を行う場合には、上場申請者の財務計算に関する書類について監査を行う公認会計士又は監査法人から意見聴取を行うものとします。 	
③幹事会員の交代等があった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会員は、上場適格性調査を行うに当たって、事前に上場申請者が指名を予定していた幹事会員の交代、選任していた若しくは選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた金融商品取引所の変更が行われた事実を知ったときは、当該上場申請者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとします。 	
④上場日までの企業動向の把握	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会員は、上場申請者について、上場申請後、上場までの間に、上場適格性の調査結果に影響を及ぼすおそれのある事項が認められた場合には、当該事項に係る内容を本所へ報告するものとします。 	

項目	内容	備考
(2) 上場適格性調査の独立性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会員は、上場適格性調査を的確に遂行できる人的構成を確保するとともに、独立した意見形成を行うために、次に掲げる事項のすべてを満たす組織体制を構築するものとしします。 ① 上場適格性調査部門を設置すること。 ② 上場適格性調査部門において上場適格性調査業務を行う担当者は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び新規上場申請者に対する指導業務に携わらないこと。 ③ 上場適格性調査部門を担当する役員は、上場営業推進部門及び上場指導部門を担当しないこと。 ・ 上記の要件をすべて満たしていない場合でも、独立した意見形成を行うことができる体制が実質的に構築されていると本所が認めた場合には、上記の組織体制を構築しているものとみなします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「上場適格性調査部門」とは、上場適格性調査業務を行う部門をいいます。 ・ 「上場営業推進部門」とは、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務を行う部門をいいます。 ・ 「上場指導部門」とは、新規上場申請者に対する指導業務を行う部門をいいます。 ・ 独立した意見形成を行うことができる体制が実質的に構築されているかどうかは、原則として、幹事会員からの申請を受け、本所が必要と認めを行う監察等を通じて判断します。
(3) 社内規則等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会員は、適正な上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を、社内規則等に定めることとします。 ・ 幹事会員は、上場適格性調査を行った結果、推薦書その他の書類の作成を行った場合には、次に掲げる記録を作成し、5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとしします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会員は、上場適格性調査項目を調査するための手順に関する社内マニュアルを定めるものとしします。 ・ 「社内規則」及び「社内マニュアル」については、適宜その内容を充実させるものとしします。 ・ 「社内規則」については、本所へ提出するものとしします。

項目	内容	備考
(4) 社内検査の実施	<p>① 上場適格性において収集した資料及び情報(上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。)並びに当該資料及び情報に対する分析並びに評価の内容に係る記録。</p> <p>② 上場適格性調査結果の形成過程に係る記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会員は、上記の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとします。 	
2. 自己売買に係る売買管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員は、自己売買について、当該会員の取引形態等にかんがみ適切な売買管理体制を整備するものとします。 	

Ⅲ 施行日

平成21年6月上旬を目途に実施します。

以 上

上場適格性調査に係る調査項目

I. 株券等（Q-Boardを除く）

○ 株券上場審査基準第2条第1項各号及び株券上場審査基準の取扱い1.（2）に規定する以下の基準

株券上場審査基準第2条第1項	株券上場審査基準の取扱い1.（2）
<p>1. 企業の継続性及び収益性 継続的に事業を営み、かつ、経営成績の見通しが良好なものであること。</p> <p>2. 企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行していること。</p> <p>3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>4. 企業内容等の開示の適正性 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。</p>	<p>以下の各基準に適合していること。</p> <p>1. 企業の継続性及び収益性</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループの利益計画及び収支計画に合理性があること。</p> <p>(2) 新規上場申請者の企業グループの今後の損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、新規上場申請者の企業グループが、次のaからcまでのいずれかに該当するときは、今後の損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる合理的な見込みがあるとき。</p> <p>b 新規上場申請者の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が客観的な事実に基づき見込まれるなど当該状況の改善が認められるとき。</p> <p>c 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該企業グループが近い将来に相応の利益を計上することが合理的に見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改善が客観的な事実に基づき認められるとき。</p> <p>(3) 新規上場申請者の企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。</p>

株券上場審査基準第2条第1項	株券上場審査基準の取扱い1.(2)
<p>5. その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項</p>	<p>以下同じ。)が、次のaからdまでに掲げる事項その他の事項から、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあると認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループの事業活動が、次の(a)及び(b)に掲げる状況にあること。</p> <p>(a) 仕入れ、生産、販売の状況、取引先との取引実績並びに製商品・サービスの特徴及び需要動向その他の事業の遂行に関する状況(企業グループの構造に関する観点を除く。)に照らして、事業活動が安定かつ継続的に遂行することができる状況にあること。</p> <p>(b) 企業グループの構造が、継続的な事業活動の遂行を著しく妨げるものでないこと。</p> <p>b 新規上場申請者の企業グループの設備投資及び事業投資等の投資活動が、投資状況の推移及び今後の見通し等の状況に照らして、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと。</p> <p>c 新規上場申請者の企業グループの資金調達等の財務活動が、財務状況の推移及び今後の見通し等に照らして、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと。</p> <p>d 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項(主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約をいう。以下同じ。)について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。</p> <p>2. 企業経営の健全性</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループが、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他の特定の者との間で、取引行為(間接的な取引行為及び無償の役務の提供及び享受を含む。以下同じ。)その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者(財務諸表等規則第8条第17項に掲げる関連当事者をいう。以下同じ。)その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、</p>

株券上場審査基準第2条第1項	株券上場審査基準の取扱い1.(2)
	<p>当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。</p> <p>b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。</p> <p>(2) 新規上場申請者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）。以下同じ。）の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>(3) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループ（新規上場申請者の企業グループを除く。以下同じ。）の事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。</p> <p>b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、通常取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。以下同じ。）と著しく異なる条件での取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。</p> <p>c 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、</p>

株券上場審査基準第2条第1項	株券上場審査基準の取扱い1.(2)
	<p>継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。</p> <p>3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、新規上場申請者は、企業行動規範に関する規則第7条から第9条までの規定を尊重するものとする。</p> <p>b 新規上場申請者の企業グループにおいて、企業の継続及び効率的な経営の為に役員の職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していること。</p> <p>(2) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織（社内諸規則を含む。以下同じ。）が、適切に整備、運用されている状況にあること。</p> <p>b 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、適切に整備、運用されている状況にあること。</p> <p>(3) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。</p> <p>(4) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p>

株券上場審査基準第2条第1項	株券上場審査基準の取扱い1.(2)
	<p>(5) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用され、また、最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。</p> <p>4. 企業内容等の開示の適正性</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(2) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のa及びbに掲げる事項その他の事項が適切に記載されていると認められること。</p> <p>a 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等の投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</p> <p>b 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の(a)から(d)までに掲げる事項</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容</p> <p>(b) 許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限</p> <p>(c) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由</p> <p>(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を</p>

株券上場審査基準第2条第1項	株券上場審査基準の取扱い1.(2)
	<p>及ぼす旨</p> <p>(3) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。</p> <p>(4) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。</p> <p>a 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下このa及びbにおいて同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該親会社等が発行する株券等が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。</p> <p>b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前aに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(a)又は(b)及び(c)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。</p> <p>(a) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い9.dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。</p> <p>(b) 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が有価証券報告書に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。</p> <p>(c) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者</p>

株券上場審査基準第2条第1項	株券上場審査基準の取扱い1.(2)
	<p>の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。</p> <p>5. その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項</p> <p>(1) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>a 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。</p> <p>b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を尊重していること。</p> <p>(2) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。</p> <p>(3) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。</p> <p>(4) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。</p>

II. 株券 (Q-Board)

○ 株券上場審査基準第5条第1項各号及び株券上場審査基準の取扱い4.(1)に規定する以下の基準

株券上場審査基準第5条第1項	株券上場審査基準の取扱い4.(1)
<p>1. 企業内容、リスク情報等の開示の適切性 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること。</p> <p>2. 企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行していること。</p> <p>3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>4. その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項</p>	<p>以下の各基準に適合していること。</p> <p>1. 企業内容、リスク情報等の開示の適切性 (1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。 (2) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項が、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていると認められること。 a 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途等の投資者の投資判断上有用な事項 b 新規上場申請者の事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況等の投資者の投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項 c 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の(a)から(d)までに掲げる事項 (a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容</p>

株券上場審査基準第5条第1項	株券上場審査基準の取扱い4.(1)
	<p>(b) 許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限</p> <p>(c) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由</p> <p>(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨</p> <p>(3) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。</p> <p>(4) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>a 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下このa及びbにおいて同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該親会社等が発行する株券等が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。</p>

株券上場審査基準第5条第1項	株券上場審査基準の取扱い4.(1)
	<p>b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前 a に適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の（a）又は（b）及び（c）に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。</p> <p>（a）新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い9.dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。</p> <p>（b）新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が有価証券報告書に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。</p> <p>（c）新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。</p> <p>2. 企業経営の健全性</p> <p>（1）新規上場申請者の企業グループが、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他の特定の者との間で、原則として、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性を有し、また、取引価格を含めた取引条件が新規上場申請者の企業グループに明らかに不利な条件でないこと。</p> <p>b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。</p> <p>（2）新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の</p>

株券上場審査基準第5条第1項	株券上場審査基準の取扱い4.(1)
	<p>取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>(3) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。</p> <p>a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループの事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。</p> <p>b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、原則として通常の取引の条件と著しく異なる条件での取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。</p> <p>c 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。</p> <p>3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</p> <p>(1) 新規上場申請者の企業グループにおいて、効率的な経営のために役員の職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していることその他の事項から、その企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(2) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が相応に整備さ</p>

株券上場審査基準第5条第1項	株券上場審査基準の取扱い4.(1)
	<p>れ、適切に運用されている状況にあることその他の事項から、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(3) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。</p> <p>(4) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>(5) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用され、また、最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。</p> <p>4. その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項</p> <p>(1) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>a 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。</p> <p>b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を尊重していること。</p> <p>(2) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争を抱えていないこと。</p> <p>(3) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。</p> <p>(4) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点</p>

株券上場審査基準第5条第1項	株券上場審査基準の取扱い4.(1)
	から適当と認められること。 (5) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

Ⅲ. 不動産投資信託証券

- 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項第3号及び不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(6)に規定する以下の基準

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項第3号	不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(6)
<p>1. 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、当該不動産投資信託証券に関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。</p> <p>2. 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること。</p> <p>3. 上場申請銘柄に係る収益の分配又は金銭の分配が上場後継続して行われる見込みのあること。</p> <p>4. その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でない認められるものでないこと。</p>	<p>以下の各基準に適合していること。</p> <p>1. 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、当該不動産投資信託証券に関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。</p> <p>(1) 新規上場申請書類のうち不動産投資信託証券に関する情報の開示に係るものに、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。</p> <p>(2) 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。</p> <p>2. 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること。</p> <p>不動産投資信託証券の上場を申請した者が資産の運用等にあたって、上場申請銘柄の受益者又は投資主の利益を害することがないように、適切な体制を整備していること。</p> <p>3. 上場申請銘柄に係る収益の分配又は金銭の分配が上場後継続して行われる見込みのあること。</p> <p>上場時に見込まれる運用資産等(不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(2)に規定する書類を提出した場合には、上場後3か月以内に取得できる見込みの不動産</p>

<p>不動産投資信託証券に関する有価証券 上場規程の特例第4条第1項第3号</p>	<p>不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(6)</p>
	<p>等を含む。)のうち賃貸事業収入が生じている又は生じる見込みがある不動産等を継続して所有することにより、当該銘柄に係る収益の分配又は金銭の分配が継続して行われる見込みのあること。</p> <p>4. その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でない認められるものでないこと。</p> <p>(1) 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資家保護の観点から適当と認められること。</p> <p>(2) その他公益又は投資家保護の観点から適当と認められること。</p>